

令和5年度

糸島市情報公開制度・個人情報保護制度

運用状況報告書

(個人情報保護制度に係る部分のみ抜粋)

令和6年7月

糸島市 経営戦略部 情報政策課

《 目 次 》

個人情報保護制度

I 新たな個人情報保護制度

1 個人情報保護制度の見直し	1
2 個人情報保護法	2
3 糸島市個人情報保護法施行条例	3 ～ 4
4 糸島市個人情報保護法施行細則	4

II 個人情報保護制度の事務の流れ

5 ～ 7

III 利用状況

8

IV 審査請求

9

V 個人情報ファイル簿の登録状況

10 ～ 11

VI 個人情報保護審査会

1 個人情報保護審査会委員名簿	12
2 個人情報保護審査会の開催状況	12

(資料)

令和5年度 保有個人情報開示等請求一覧	13
---------------------------	----

個人情報保護制度運用状況

I 新たな個人情報保護制度

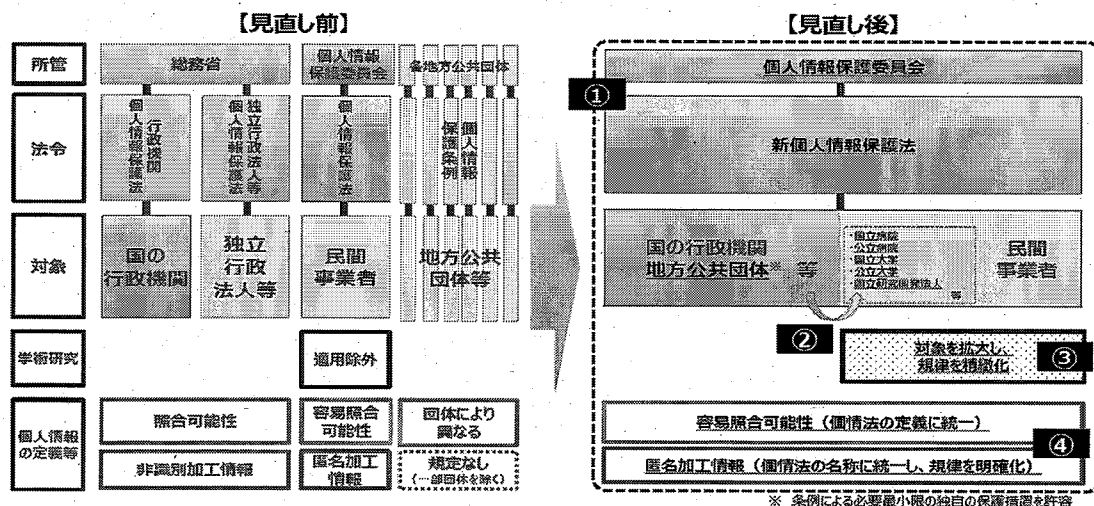
1 個人情報保護制度の見直し

これまでの我が国の個人情報保護制度は、主に民間事業者を対象とした「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）、行政機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）、独立行政法人等を対象とした「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）のほか、地方公共団体の個人情報保護制度については、それぞれの団体が定める「個人情報保護条例」によってルールが規定されていました。

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、それぞれの主体ごとに適用される法令等が異なることに起因する規制の不均衡や不整合によって、官民の枠を超えたデータ利活用の支障が生じる事例が各所で顕在化しつつありました。

このような不均衡や不整合を可能な限り是正するため、令和3年5月12日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記3本の法律が個人情報保護法に統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において全国的な共通ルールが規定されるとともに、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。

【個人情報保護制度の見直し前後比較】



- ①個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を個人情報保護法に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。

- ②医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③学術研究分野を含めた EU における GDPR（一般データ保護規則）十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、個人情報保護法の適用対象とした上で、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④個人情報の定義等を国・地方・民間で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

2 個人情報保護法

個人情報保護法は、「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律です。

個人情報保護法は、我が国の個人情報保護制度の「基本法」として基本理念、基本方針の策定や国等の責務等を定めるほか、民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する「一般法」として民間部門及び公的部門における必要最小限の規律を定めたものです。また、個人情報保護委員会の設置根拠や民間部門及び公的部門に対する監視・監督権限についても定められています。

(1) 用語の説明

①個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名や生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

（「生存する個人に関する情報」であり「死者に関する情報」は法の対象外）

②個人識別符号

個人識別符号とは、その情報だけでも特定の個人を識別できる文字、番号、記号、符号等で、個人情報に該当します。個人識別符号は、政令や規則で列挙されています。（パスポート番号、基礎年金番号、免許証番号、マイナンバー、保険証番号、DNA、顔、声紋、手指の静脈、指紋・掌紋 等）

③要配慮個人情報

要配慮個人情報は、個人情報のうち、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、個人情報保護法、政令及び規則に定められた情報です。（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他政令・規則で定めるもの）

④保有個人情報

保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、個人情報保護法第 60 条第 1 項に定める文書（行政文書等）

に記録されているものをいいます。

⑤個人情報ファイル

個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、以下のいずれかに当てはまるものです。

- ・電子計算機処理に係る個人情報ファイル

(一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの。)

- ・マニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイル

(一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。)

⑥個人情報ファイル簿

市が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報を適正に管理するために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しています。

(個人情報ファイル簿は、国の基準にあわせ、本人の数が1,000人未満のファイルは対象外としています。)

3 糸島市個人情報保護法施行条例

個人情報保護制度の統一的な運用に伴い、これまでの「糸島市個人情報保護条例」は廃止し、個人情報保護法を補完するものとして、糸島市個人情報保護法施行条例(以下「法施行条例」という。)を制定しています。(令和5年4月1日施行)

法施行条例は、国のガイドラインに基づき、以下の事項等について規定しています。

(1) 手数料

個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料としています。ただし、写しの交付又は写しの送付による交付に要する費用については、実費を負担していただきます。(従来どおり)

(2) 不開示情報

糸島市情報公開条例との整合性を確保するため、「公開することにより、社会的差別につながるおそれのある情報」を不開示情報として規定しています。

(3) 開示決定等の期限

請求があった日から14日以内(延長する場合は30日以内)を期限としています。(国は、30日以内(延長する場合は60日以内)を期限としていますが、市では従来どおり14日以内としています。)

(4) 個人情報保護審査会の設置

開示請求等又は不作為の審査請求や特別な諮問に対応するため糸島市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置しています。

（個人情報保護委員会による解釈の一元化により、個別事案に関する審議は想定されないため、個人情報保護審議会は設置せず、審査会のみ設置しています。）

審査会の役割は以下のとおりです。

①審査請求についての審議

②実施機関から諮問された事項の審議

③市議会から諮問された事項の審議（上記①、②を市議会から諮問された場合）

※審査会は、有識者や市民代表で構成された第三者機関です。

(5) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、条例の運用状況について、規則で定めるところにより一般に公表します。（広報に掲載）

(6) 罰則

審査会の委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則を規定しています。

4 糸島市個人情報保護法施行細則

個人情報保護法及び法施行条例の運用に必要な事項を規定しています。

- ・総括保護管理者、保護管理者、保護担当者
- ・委託契約書の記載事項
- ・各種様式
- ・電磁的記録の開示方法
- ・費用の納付時期及び納付方法
- ・個人情報保護審査会の庶務、運営
- ・個人情報ファイル簿、個人情報保護制度の運用状況の公表

※個人情報保護法関連の資料は、個人情報保護委員会が公表しています。

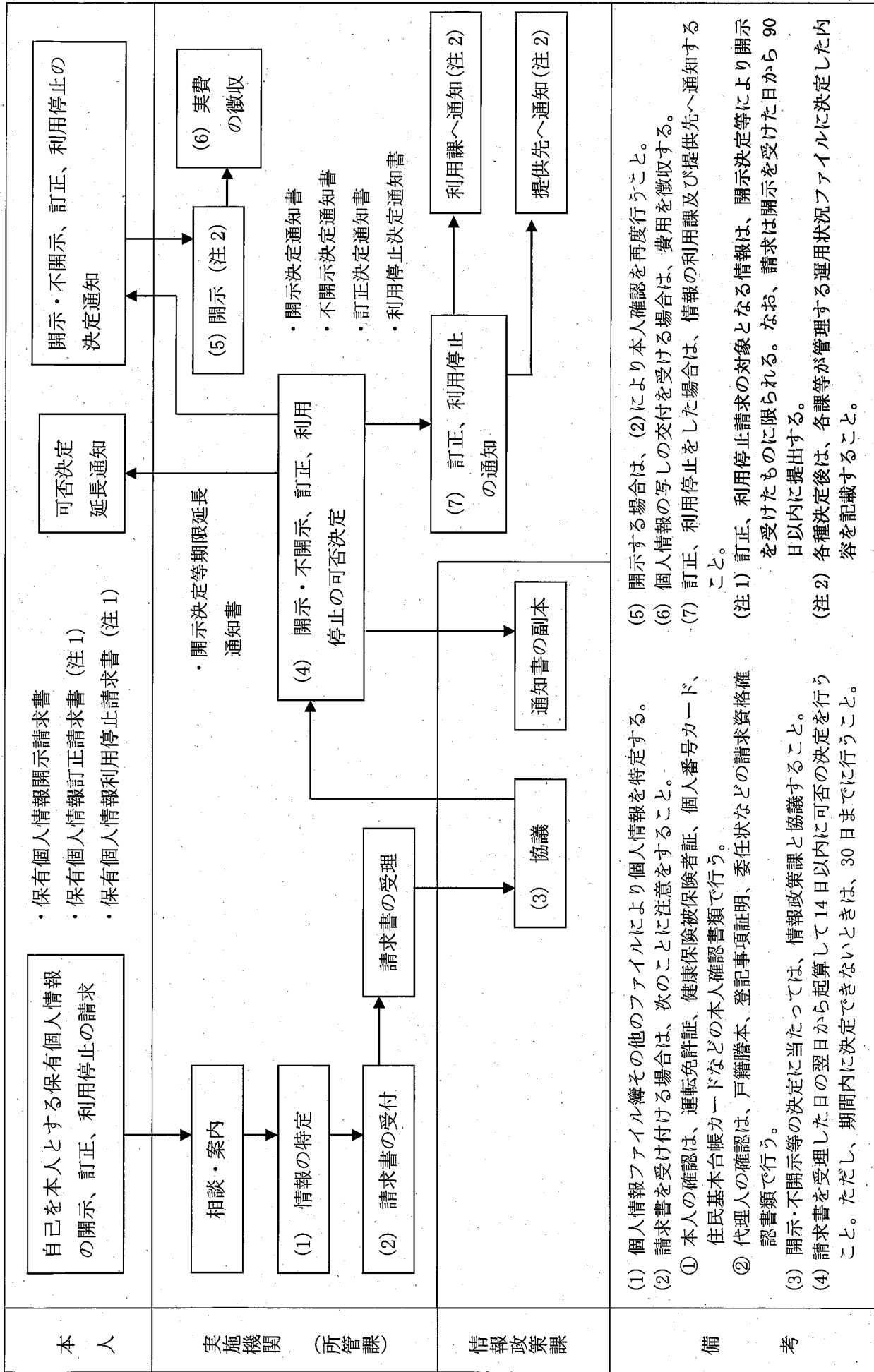
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
- ・個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

Ⅱ 個人情報保護制度の事務の流れ

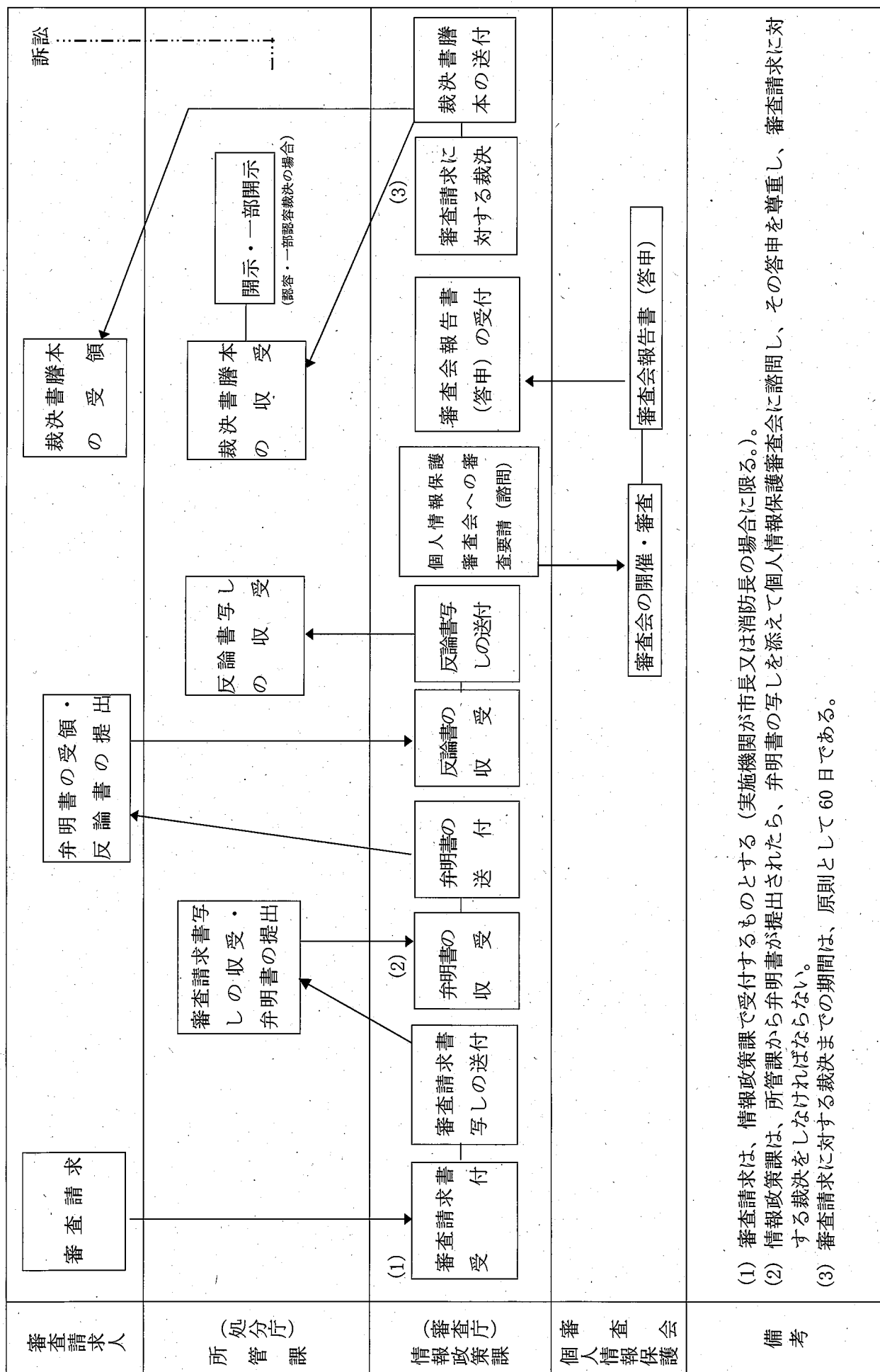
1 個人情報ファイル簿の作成及び公表

所管課 実施機関	◆業務を開始・変更・廃止する場合 <pre> graph TD A[個人情報の収集を開始・変更・廃止をするとき] --> C[個人情報ファイル簿の作成・変更・廃止] B[業務の開始・変更・廃止] --> C C --> D[個人情報ファイル簿の作成基準に該当するか協議] C --> E[(2)個人情報ファイル簿の記載事項等のチェック] E --> F[(3)市ホームページで公表] </pre>	情報政策課
備 考	(1) 個人情報ファイル簿の作成 個人情報保護法第75条において、行政機関の長は、個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられている。 【登録事項】 ①ファイルの名称 ②実施機関 ③組織の名称 ④利用目的 ⑤記録項目 ⑥記録範囲 ⑦収集方法 ⑧経常的提供先 ⑨開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 ⑩訂正および利用停止に関する特別の手続き ⑪ファイルの種別 ⑫行政機関等匿名加工情報 他	(2) ファイル簿作成等において、情報政策課は記載内容のチェックを行う。 (3) ファイル簿を作成した場合は、市ホームページで公表する。 ※個人情報ファイル簿は、国の基準にあわせて策定しているため、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルは対象外となる。

2 開示請求、訂正請求、利用停止請求



3 審查請求



Ⅲ 利用状況

令和５年度の利用状況は、開示の請求が１０件あり、その処理状況は、開示２件、一部開示５件、不開示３件でした。（表１）

なお、訂正、利用停止の請求はありませんでした。

表１：令和５年度の利用状況

年度	請求区分	請求件数	処理状況				
			開示	一部開示	不開示	裁量的開示	取下げ
令和５年度	開示	10	2	5	3	0	0

表１中、不開示又は一部開示となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。（表２）

表２：不開示又は一部開示となった事例の理由

不開示理由	令和５年度	主な内容
不開示情報に該当	5	開示請求者以外の個人に関する情報、事務又は事業に関する情報
保有個人情報の不存在	4	
法の適用除外	0	
存否応答拒否	0	
その他	0	
合 計	9	

※１件の開示決定等で、一部を不開示、一部を不存在とした複数該当事例あり。

平成３０年度からの開示請求件数及び開示申出件数は、次のとおりです。（表３）
（令和５年度から新制度での運用）

表３：年度ごとの開示請求件数及び開示申出件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開示請求	31	24	15	16	21	10
開示申出	0	0	0	0	1	
合計	31	24	15	16	22	10

※旧糸島市個人情報保護条例では、合併前（旧市町）の情報の開示請求を申出として分類。

IV 審査請求

請求者は、実施機関の決定について不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき実施機関に対して審査請求をすることができます。この審査請求は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にしなければなりません。

また、実施機関が決定期限までに決定をしなかったときも審査請求ができます。

なお、令和5年度の審査請求はありませんでした。

V 個人情報ファイル簿の登録状況

(R6.3.31現在)

部等名	課 名	登録ファイル数	要配慮個人情報を含むファイル数	特定個人情報を 含むファイル数	特定個人情報＋ 要配慮個人情報を含む ファイル数
総務部	総務課	1	0	0	0
	危機管理課	11	1	0	0
	公共施設管理課	0	0	0	0
	小 計	12	1	0	0
経営戦略部	企画秘書課	17	0	0	0
	情報政策課	4	0	0	0
	財政課	0	0	0	0
	小 計	21	0	0	0
地域振興部	コミュニティ推進課	17	0	1	0
	生涯学習課	13	0	0	0
	文化課	4	0	0	0
	人権・男女共同 参画推進課	0	0	0	0
	小 計	34	0	1	0
市民部	市民課	18	2	2	0
	税務課	24	2	7	0
	収税課	6	0	0	0
	国保年金課	10	0	5	0
	小 計	58	4	14	0
生活環境部	環境政策課	3	1	0	0
	業務課	11	0	0	0
	水道課	1	0	0	0
	下水道課	9	0	0	0
	小 計	24	1	0	0
健康福祉部	健康づくり課	9	1	2	0
	介護・高齢者支援課	13	0	7	0
	地域福祉課	24	17	13	13
	福祉保護課	12	4	0	0
	小 計	58	22	22	13
建設都市部	都市計画課	3	0	0	0
	都市施設課	0	0	0	0
	建設課	7	0	0	0
	小 計	10	0	0	0

部等名	課 名	登録ファイル数	要配慮個人情報を含むファイル数	特定個人情報を 含むファイル数	特定個人情報＋ 要配慮個人情報を含む ファイル数
農林水産部	農業振興課	3	0	0	0
	農地政策課	0	0	0	0
	水産林務課	0	0	0	0
	小 計	3	0	0	0
経済振興部	ブランド政策課	0	0	0	0
	学研都市づくり課	0	0	0	0
	商工振興課	1	0	0	0
	小 計	1	0	0	0
子ども教育部	子ども課	12	7	9	6
	子育て支援課	11	2	0	0
	教育総務課	1	0	0	0
	学校教育課	18	5	3	1
	小 計	42	14	12	7
監査委員	監査事務局	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0
会計管理者	会計課	6	0	2	0
	小 計	6	0	2	0
消防本部	消防総務課	0	0	0	0
	予防課	2	0	0	0
	警防課	0	0	0	0
	救急課	2	0	0	0
	通信指令課	1	1	0	0
	警備課	1	1	0	0
	小 計	6	2	0	0
合 計		275	44	51	20

VI 個人情報保護審査会

1 個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和4年1月1日～令和5年12月31日（50音順 敬称略）

氏 名	職 名 等	備 考
池田 宏子	大学講師	(再任)
井上 正義	弁護士	(再任)
林 種基	市民代表	副会長 (再任)
平野 千代	市民代表	
村上 英明	大学教授	会 長 (再任)

任期：令和6年1月1日～令和7年12月31日（50音順 敬称略）

氏 名	職 名 等	備 考
池田 宏子	大学講師	(再任)
井上 正義	弁護士	(再任)
林 種基	市民代表	(再任)
平野 千代	市民代表	(再任)
村上 英明	大学教授	(再任)

※令和6年1月1日以降に審査会が開催されていないため会長、副会長は未定

2 個人情報保護審査会の開催状況

回	開催年月日	主な内容
第1回	R5. 8. 18	新たな個人情報保護制度について 令和4年度個人情報保護制度運用状況報告

個人情報保護制度運用状況 資料

令和5年度 保有個人情報開示等請求一覧

番号	請求年月日	請求区分	業務名	請求の内容	公文書の件名	決定内容	所管課	決定日	開示日	備考
1	令和5年6月12日 (令和5年6月15日)	開示	学校事件・事故関係業務	学校事件に関する文書の開示	事故報告書、調査報告書、指導録等指導内容が記載された書面、教師及び請求者本人の供述を録取した文書他	一部開示	学校教育課	7月14日	8月9日	期限延長30日 (一部開示理由) 請求者以外の個人情報 文書不存在
2	令和5年6月27日	開示	学校事件・事故関係業務	学校事件に関する文書の開示	相談内容等の記録、請求者本人に関するすべての記録(アンケート、出席簿他)	一部開示	学校教育課	8月1日	8月4日	期限延長30日 (一部開示理由) 請求者以外の個人情報 事務・専業に関する情報
3	令和5年6月30日	開示	火災に関する事務	火災原因調査報告書の開示	火災原因調査報告書(火災判定書、現場見分調査書、建物配置図)	一部開示	警備課	7月13日	7月21日	(一部開示理由) 請求者以外の個人情報
4	令和5年7月5日	開示	土地改良区に関する事務	請求者本人が提出した情報公開請求書の開示	情報公開請求書	開示	農地政策課	7月18日	7月18日	
5	令和5年8月8日	開示	多面的機能支払交付金事業	環境保全活動日当受領書及び日当領収書の開示	日当受領書及び日当領収書	不開示	農地政策課	8月22日	8月22日	(不開示理由) 文書不存在
6	令和5年8月8日	開示	多面的機能支払交付金事業	環境保全活動日当受領書の開示	日当受領書	不開示	農地政策課	8月22日	8月22日	(不開示理由) 文書不存在
7	令和5年9月21日	開示	戸籍事務	戸籍謄本及び戸籍の附票の写しに係る交付申請書の開示	戸籍謄本及び戸籍の附票の写しに係る交付申請書	一部開示	市民課	9月29日	10月3日	(一部開示理由) 請求者以外の個人情報
8	令和5年10月2日	開示	印鑑登録事務	印鑑登録証明に係る交付申請書の開示	印鑑登録証明交付申請書	開示	市民課	10月3日	10月11日	
9	令和5年10月6日 (令和5年10月10日)	開示	学校事件・事故関係業務	学校事件に関する文書の開示	教育相談アンケート、適応指導教室出席状況報告書、出席簿	一部開示	学校教育課	11月9日	11月21日	期限延長30日 (一部開示理由) 請求者以外の個人情報
10	令和6年3月4日	開示	戸籍事務	戸籍謄本及び戸籍抄本に係る交付申請書の開示	戸籍謄本、戸籍抄本の交付申請書	不開示	市民課	3月6日	3月6日	(不開示理由) 文書不存在

※請求年月日の下段の()書きは、郵送請求等で請求日と受理日が異なる場合の受理日